



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

平成10年度公示の幼稚園教育要領の分析と課題(3) :
領域「環境」・「言葉」・「表現」を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2008-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂田, 和子, 立元, 真, Sakata, Kazuko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/1345

平成10年度公示の幼稚園教育要領の分析と課題 (3)

—— 領域「環境」・「言葉」・「表現」を中心に ——

坂田 和子¹⁾ 立元 真²⁾

An Analysis of Monbusyo's 1998 Child-care Guidelines (Part III)

— Focussing on the Areas of Enviroment, Language, and Representation —

Kazuko SAKATA Shin TATSUMOTO

abstract

The purpose of this study was to examine the domains of Enviroment, Language, and Representation of The Child-care Guideline for Kindergarten revised in 1998 and 1989. The result of the analysis showed some important problems. One of the important was that two descriptions putting a brake for biased coaching were deleted. Even more important was introduce of letter training. It may cause severe competition of early education and confusion in kindergarten.

平成10年12月14日に公示された幼稚園教育要領は、平成12年4月1日から施行される。幼稚園教育要領は、施行までの準備期間がきわめて短く、そのため、改訂の主旨を分析・理解し、改訂にともなう準備を行い、生じうる問題を予測し備えることは急務である。そこで、立元(1999)は、今回改訂された教育要領の[第1章総則]および[第3章指導計画作成上の留意点]の部分を中心に、また、立元・坂田(1999)は、[第2章ねらい及び内容]の序文・領域健康、人間関係を中心に、平成2年4月から施行されている幼稚園教育要領と比較検討し、それによって、この改訂の主旨を整理した。本研究は、これに引き続き、[第2章ねらい及び内容]の領域環境、言葉及び表現を中心に、新旧の幼稚園教育要領の比較検討を行い、その改訂の主旨と問題点の整理と、生じうる問題に備えるための基礎資料を得ることを目的とする。

方 法

本研究は、立元(1999)、立元・坂田(1999)と同様に、平成12年4月施行の幼稚園教育要領(文部省、1999c;以下新教育要領と表記する)および、平成2年4月施行の現行の幼稚園教育要領(文部省、1989;以下現行教育要領と表記する)を対比させつつ比較検討をすすめる。そ

1) 聖心ウルスラ学園短期大学

2) 宮崎大学

の際、改訂に備えてその方向性を提言した、中央教育審議会による第二次答申（文部省，1998a；以下中教審答申と表記する）、および教育課程審議会答申（文部省，1998b；以下教課審答申と表記する）を主に参照し、その他の資料を補足的に用いていくことにする。

結果と考察

Table 1. 「環境」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>環境</p> <p><u>周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</u></p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分からかかわり、<u>発見を楽しんだり、考えたりし、(4-2)それを生活に取り入れようとする。</u></p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、<u>文字など(4-3)に対する感覚を豊かにする。</u></p> <p>2 内容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p><u>(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。(4-4)</u></p> <p>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>(4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、<u>生命の尊さに気付き、(4-5)いたわったり、大切にしたりする。</u></p> <p>(6) 身近な物を大切にする。</p> <p>(7) <u>身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</u></p> <p>(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心</p>	<p>環境</p> <p>この領域は、自然や社会の事象などの身近な環境に積極的にかかわる力を育て、生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から示したものである。(4-1)</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然に触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p><u>(7) 遊具や用具の仕組みに関心をもつ。</u></p> <p>(2) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>(3) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(4) 身近な動植物に親しみをもって接し、いたわったり大切にしたりする。</p> <p>(5) 身近な物を大切にする。</p> <p>(6) 身近な物を使って考えたり、試したりするなどして遊ぶ。(4-6)</p> <p>(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心</p>

をもつ。

(9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。(4-7)

(10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。

(11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気づき、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。(4-8)

(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。(4-9)

(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

(4) 数量や文字(4-10)などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

をもつ。

(9) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。

(10) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 留意事項

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

(1) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

(2) 数量などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量などに関する興味や関心、感覚が無理なく(4-11)養われるようにすること。

註) 部は記述の変更のなされた箇所を、
部は削除された箇所を、
部は順序の変更がなされた箇所を、
それぞれ示す。以下の Table も同様。

環境の領域においては、[1 ねらい]の第2項目において、「発見を楽しんだり、考えたりし、(4-2)」という語句が挿入されている。また、現行教育要領の[2 内容]の第7項目「遊具や用具の仕組みに関心を持つ」が「生活の中で、様々なものにふれ、その性質や仕組みに関心を持つ」と追記され、しかも順序を上げて第2項目として示されている。また、現行教育要領の[2 内容]の第6項「身近な物を使って考えたり、試したりするなどして遊ぶ」という項目が、「身近なものや遊具に興味を持ってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ」と追記されて示されている(4-6)。さらに、新教育要領[3 内容の取り扱い]においては、「幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること」という項目を新設している。これらは、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容 (1) 幼稚園イ(ウ)「幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方を明確に示すこと」の中に示されている、「幼児は遊びの中で周囲の環境や友達と直接に関わることを通して好奇心や探求心を抱き、物事の法則性に気付いたり、自分なりに考えたり、…体験的に学んでいく」という、幼児期の教育観に基づいている。この教育観は、好奇心や探求心および自発的な活動を通しての動機づけに基づいていることから、妥当なものだと考えられる。

なお、[2 内容]の第7項で「工夫して…」と言う言葉が追加されたことについては、内容のレベルアップという懸念もあるが、「工夫」というものは幼児が遊びに十分に動機づけられて活動している場合には自然に発生するものであるので大きな問題ではないと判断される。

[2 内容]の第3項では現行教育要領で「物の性質や数量など」に加えて、「文字」に対する感覚を養うことが付け加えられた(4-7)。また、これにともなって、[2 内容]でも、第9項「日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ(4-9)」という項目が新設されている。これらは、領域言葉において、文字指導が導入されることになったことに合わせて改訂されたものであろう。教課審答申第4章 各教科・科目等の内容 (1) 幼稚園イ(ウ)「幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方を明確に示すこと」の中では、これに関して、「また、言葉や記号などを用いることを通して文字や数量に関する感覚やその記号の意味に気付いていく。」という教育観を示している。この教育観は、上記の生活の中での自然な動機づけの教育観と異なり、ある程度強制して用いることに慣らしてしまえばそのうち習熟するという、従来の幼児教育の世界では用いられてこなかった教育観である。教課審答申第4章 各教科・科目等の内容 (1) 幼稚園イ(ウ)は、「なお、こうした指導は、知識の獲得を中心として一斉にあるいは画一的に指導したり、それを他の幼児と比較して評価したりするような知識偏重のいわゆる早期教育とはもとより異なるものである」としてはいるものの、この「与えて、使わせておけばそのうち習熟する」という教育観こそが早期教育の発想であるとも考えられる。

また、[3 内容の取り扱い]の第2項の中で、現行教育要領の「数量などに関しては…」という記述が、新教育要領では「数量や文字などに関しては…」に改められている(4-10)。さらにこの項目では、現行教育要領の「興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること」という記述から、新教育要領では「無理なく」という言葉が削除された(4-11)。これは、文字や数量の指導にあたっては多少の無理はやむをおえないことを示しているとも解釈される。

現行教育要領の[2 内容]の第4項は、「身近な動植物に親しみをもって接し、…」という表現が「身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、…(4-5)」と追記された。身近な生命と親しむことで生命の尊さを学ぶことは、中教審答申第2章「もう一度家庭を

見直そう」の中の(3)思いやりのある子どもを育てように示されている「(d) 生き物との触れ合いを通して、命の大切さを実感させよう」という記述とに沿って示されたものであろう。また、新教育要領の[3 内容の取り扱い]第2項には、「幼児期において自然の持つ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接ふれる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること」という項目が新設されている。幼児が自然や特に生き物と接する体験を持つことは望ましいことではあるが、逆に自然や生き物と十分に接した子どもが必ずしも命の大切さを認識し、心安らかに、高度な思考力や好奇心などを持ち合わせるとは限らない。子どもの発達に直接的に作用するわけではない「自然」と接することの効果を通信しすぎているように感じられる。

Table 2. 「言葉」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>言葉</p> <p><u>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉にする感覚や言葉で表現する力を養う。</u></p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) <u>自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</u></p> <p>(2) <u>人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</u></p> <p>(3) <u>日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。</u></p> <p>2 内容</p> <p>(1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。</p> <p>(2) したこと、見たこと、聞いたこと、感じたことなどを自分なりに言葉で表現する。</p> <p>(3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。</p> <p>(4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。</p> <p>(5) <u>生活の中で必要な言葉が分かり、使う。</u></p>	<p>言葉</p> <p>この領域は、経験したことや考えたことなどを話し言葉を使って表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚を養う観点から示したものである(5-1)。</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう(5-2)。</p> <p>(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話そうとする(5-3)。</p> <p>(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、想像力を豊かにする(5-4)。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり話したりする。</p> <p>(2) したこと、見たこと、聞いたこと、感じたことなどを自分なりに言葉で表現する。</p> <p>(3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。</p> <p>(4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。</p> <p>(5) 生活の中で必要な言葉が分かり使える</p>

- (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。
 (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
 (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
 (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。
 (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

3 内容の取り扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること(5-7)。
 (2) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像をめぐらせたりする楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること(5-8)。
 (3) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

(5-5)。

- (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。
 (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
 (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
 (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き想像をする楽しさを味わう。
 (10) 日常生活に必要な簡単な標識や文字などに関心をもつ(5-6)。

3 留意事項

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 教師や他の幼児とのかかわりの中で互いに自分の感情や考え方を伝え合う喜びを十分に味わうとともに、日常生活の中での出来事、絵本や物語などに数多く出会い豊かなイメージをもつことができるようにすること。この場合、教師の使う言葉の影響が大きいことに留意すること。
 (2) 文字に関する系統的な指導は小学校から行われるものであるので、幼稚園においては直接取り上げて指導するのではなく個々の幼児の文字に対する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること(5-9)。

言葉の領域については、現行の教育要領の序文の「話し言葉を使って表現し」という語句が、新教育要領では「自分なりの言葉で表現し」(5-1)に置き換わっている。「自分なりの」という表現を用いることで、幼児一人一人の発達を認め、個々の発達を尊重しようという姿勢が示されている。教課審答申 第1章 教育課程の基準の改善の方針(2)教育課程の基準の改善のねらい「ii)自ら学び、自ら考える力を育成すること」では、「多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、学習者である幼児児童生徒の立場に立って、幼児児童生徒に自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行うことは極めて重要なことである。」と、[生きる力]を育成するための前提条件として「個性を生かす教育を充実するこ

と」を掲げている。そしてその具体策として、幼児児童生徒の発達状況に応じることを重視している。特に発達差が大きい幼児に対して、「待ち」の姿勢で自発的な主張を促すところを観点に入れていることは評価に値する。

[1 ねらい]の部分では、現行の教育要領の第1項「自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう(5-2)」という表現が、新教育要領では「言葉で表現する楽しさを味わう。」に、また、現行の教育要領の第2項「自分の経験したことや考えたことを話そうとする(5-3)」という記述が「話し、伝え合う喜びを味わう。」に置き換わっている。言葉の発達段階およびコミュニケーションの発達段階を考えると、まず、自分の意志を表現するという段階が最初に出現し、次に自分の意志を相手に伝えるという段階がおとずれる。そして相手の意志を理解し、最終的に相互に理解し心を通わせることができるようになる。新教育要領の第1項と第2項は、このような発達段階を視野に入れたものであると考えられる。さらにコミュニケーションの発達の最終段階は、新教育要領の第3項で「絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。」に含まれていると考えてよいであろう。しかしながら、現行の教育要領の第3項の「…、想像力を豊かにする(5-4)」という部分が削除されたことについては、豊かな想像力が後に外的社会と自己を結びつける上で言葉の能力の発達上重要な役割を果たすものであるため、この削除は問題であると考えられる。新教育要領は、言葉の発達および対人関係やコミュニケーションを重視するあまり、イメージや想像力といった心内の機能の発達に目を向けることをなおざりにしたように感じられる。

[2 内容]においては、現行の教育要領の第5項「生活の中で必要な言葉が分かり使える(5-5)」が、新教育要領では「分かり、使う。」という表現に置き換わっているが、これは、他の表記に形をそろえたものであろう。

さらに現行の教育要領第10項「日常生活に必要な簡単な標識や文字などに関心をもつ(5-6)」が、新教育要領で「日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。」と書き改められている。現行の教育要領では、「関心をもつ」という水準の内容であったものが、新教育要領では、文字をすでに習得した上でそれを他者に「伝える」というより高度な水準の内容を要求している。教課審答申 第4章 各教科・科目等の内容 (1) 幼稚園 (ウ)「幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方を明確に示すこと」では、「言葉や記号を用いることを通して、文字や数量に対する感覚やその記号的意味に気付いていく。」と示している。このような内容のレベルアップの背景には「高い水準の指導を与えておけば、やがてそれを理解し使えるようになる」といった安易な教育観がうかがえる。

さらに、[3 留意事項-内容の取り扱い]において、現行の教育要領の第1項は、新教育要領の第1項と第2項に分けて記述されるようになってきている。第1項の「教師や他の幼児とのかかわりの中で互いに自分の感情や考えを伝え合う喜びを十分に味わうとともに、日常生活の中で、…」という部分は、新教育要領では「言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とのかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。(5-7)」とより具体化された内容に改められている。しかしながら、「幼児が教師や他の幼児とのかかわることにより心を動かすような体験をし、…」という部分では、「幼児が教師や他の幼児とのかかわること」は必ずしも「心を動かす」こととは直接に因果をもたない。本来的には、かかわりの中で幼児にとって印象的な

できごとがあった際は、子どもの言葉の能力をのばす絶好の機会であることに留意せよという内容を示そうとしたものと思われるが、この部分の表記はそれを明確に示してはいない。

また、現行の教育要領の第1項の「…絵本や物語などに数多く出会い豊かなイメージをもつことができるようにすること。…」という部分は、新教育要領第2項「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、想像をめぐらせたりする楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。(5-8)」と改められている。絵本や物語などは、現実と想像の世界を言葉によって結びつけ、言語能力を高めるために重要な役割を果たすものである。新教育要領では、想像をめぐらせる楽しみを味わい、次第に豊かなイメージをもつものとして絵本や物語を位置づけ、言葉に対する感覚を養う一つの環境として捉えているところに意義があると思われる。

しかしながら、現行の教育要領に記されていた「…この場合、教師の使う言葉の影響が大きいことに留意すること。」という記述の削除は問題である。幼児にとって、保育者の与える影響は多大である。保育者としての自覚を促すためにも、この部分の記述は残すべきであったと思われる。

現行の教育要領の第2項「文字に関する系統的な指導は小学校から行われるものであるので、幼稚園においては直接取り上げて指導するのではなく個々の幼児の文字に対する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。(5-9)」という記述が、新教育要領の第3項で「幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。」に変更されたことは、重大な問題であると思われる。「文字に関する系統的な指導は小学校から行われるものである」という部分の削除は、[2 内容]の第10項で「文字などで伝える楽しさを味わう」と記述されたことと併せて、幼稚園では文字指導をしなくてはならないという解釈せざるをえない。現実にはある程度文字を習得している子どもはいるが、文字指導を明文化したことと、その内容に歯止めをかけていないことのために、より高度な文字の習得訓練に、つまり早期教育に拍車がかかる危険性が懸念される。教課審答申 第4章 各教科・科目等の内容 (1) 幼稚園 (ウ)「幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方を明確に示すこと」では、「幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方」についての指導は、「知識の獲得を中心として一斉にあるいは画一的に指導したり、それを他の幼児と比較して評価したりするような知識偏重のいわゆる早期教育とはもとより異なるものである」と示しているが、文字指導の導入はまさにここで否定的に示された早期教育につながりかねない。中教審答申 第2章 (c) 心の成長をゆがめる知育に偏った早期教育を考え直そう」でも挙げられているように、早期教育が心の成長を歪める恐れもあるのである。

さらに、この文字指導の幼稚園教育への導入は、明らかに小学校の国語の教科における文字指導が、その教育内容の厳選にともなって生じたものと考えられることができる。教課審答申 第1章 教育課程の基準の改善の方針 (2) 教育課程の基準の改善のねらい「ii) 自ら学び、自ら考える力を育成すること」が、「多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、学習者である幼児児童生徒の立場に立って、幼児児童生徒に自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行うことは極めて重要なことである。」とこれまでの小学校教育の反省点に立って教育の基調の転換を促していることに反している。

Table 3. 「表現」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>表現</p> <p><u>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。(6-1)</u></p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>(2) <u>感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。(6-2)</u></p> <p>(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、楽しんだりする。</p> <p>(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。</p> <p>(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。</p> <p>(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。</p> <p>(5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。</p> <p>(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。</p> <p>(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり飾ったりする。</p> <p>(8) <u>自分のイメージを動きや言葉などで表現したり(6-3)、演じて遊んだりする楽しさを味わう。</u></p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 豊かな感性は、<u>自然などの身近な環境と十分にかかわる中で(6-4)</u>美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われ</p>	<p>表現</p> <p>この領域は、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである。</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>(2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。(6-2)</p> <p>(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり楽しんだりする。</p> <p>(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。</p> <p>(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。</p> <p>(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたりつくったりする。</p> <p>(5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。</p> <p>(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。</p> <p>(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり飾ったりする。</p> <p>(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現し(6-3)、演じて遊ぶ楽しさを味わう。</p> <p>3 留意事項</p> <p>上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 豊かな感性は、日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。</p>

るようにすること。

〔2〕 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 (6-5)

〔3〕 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるような遊具や用具などを整え、自己表現を楽しめるように工夫すること。

〔3〕 幼児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切にし(6-5)、生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。(6-6)

〔2〕 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ表現する意欲を十分に発揮させることができるような材料や用具などを適切に整えること。(6-7)

表現の領域においては、まず、序文において、現行教育要領の「豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い…」という記述を、新教育要領においては「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い…」に改めている(6-1)。ここでは、まず、「自分なりに」という言葉を付け加えたことで、子どもの表現の能力や傾向の個人差を認めている。これは、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園アの、「一人一人に応じた総合的な指導を行う…」という基本的な考え方にも沿っている。

その一方で、「表現する意欲」が「表現する力」に改められた。現行教育要領の「表現する意欲」は、子どもの表現が多少未熟であったり方向性がずれていたとしても、まずその「意欲」を認め、表現への動機を高めることによって子どもの能力を伸ばしていこうという、主体性を生かす教育観に基づいている。これに対して、「表現する力」という記述を用いると、子どもの「意欲」よりも、「技術」の程度に目が向けられ、「方向性」がずれているなどもってのほかという視点になる。これは、「幼児の主体的活動」を押さえ込み、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園イ(ウ)に否定的に示されている「一斉にあるいは画一的に指導したり、それを他の幼児と比較して評価したりするような…」教育に類似しており、「幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方」とは矛盾するものであると考えられる。

〔2 ねらい〕の第2項においては、現行教育要領の「様々な方法で表現しようとする」という記述が「自分なりに表現して楽しむ(6-2)」に改められ、複数の表現方法を身につけなければならないかのようにとらえられがちだった旧来の記述を、子どもの自身の満足に基づいて発達を促す視点を強調する方向に修正したものと考えられる。

また、第8項も、現行教育要領の「表現し、演じて遊ぶ」という記述を、新教育要領では「表現したり、遊んだりする」に改めている。この部分の改訂は大きな意味を持つものではないと思われるが、子どもの活動の自由度を認めるという方向性は評価できる。

〔3 内容の取り扱い-留意事項〕においては、現行教育要領の「日常生活の中で」という記述を新教育要領の「自然などの身近な環境と十分にかかわる中で」という表記に改めている。これは、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園のイ(イ)に準じて自然体験を充実させようという意図を反映したものだと考えられる。しかしながら、「自然などの」と特記したために、環境の領域でも述べたように自然が必ず心を動かすものだということ、自然に対する過

信がここでも示されていると考えられる。加えて、現代社会において〔自然〕が本来的に身近なものであるのか、あるいは身近な自然環境はどのようなものを指すのかといった定義づけが曖昧であるために、保育現場での混乱をまねくおそれもある。

新教育要領の内容の取り扱いの第2項は、現行教育要領の第3項を掲載順序を繰り上げ、書き換えて記述している。このなかで、現行教育要領の「幼児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切にし…(6-5)」という箇所を、新教育要領では「幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること」と大幅に補足説明を加えている。これは、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1) 幼稚園アに「教師が幼児理解に基づき…」と関連して、幼児の表現を教師が受容するという、教師の能力を重要視する内容のものとなっている。また、この項目が書き換えられ、順序を繰り上げて掲載されたことは、教師が幼児の表現を十分に受容することが、この領域で特に重視されるべき事柄であるということを示唆していると考えられる。

他方、現行教育要領の「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること」という部分が削除されている。健康の領域において「…その際、幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行うことのないようにすること。」という部分が削除された問題(立元・坂田, 1999)と併せて、これまで偏った表現や運動の指導の歯止めとなっていた文章が削除され自由化されたものであると誤解されるおそれがある。この問題については、指導書等で十分な説明を行う必要があると考えられ、また、保育現場としても慎重な扱いが望まれる。

現行教育要領の第2項は、前述の第3項の繰り上げにともない、新教育要領では第3項として示されている。ここでは、現行教育要領の「材料や用具などを適切に整えること」という記述が、新教育要領では、「遊具や用具などを整え、自己表現を楽しめるように工夫すること」に改められた。子どもが「自己表現を楽しめるように工夫すること」は、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1) 幼稚園アに「教師が幼児理解に基づき計画的に環境を構成すること」と示されていることに沿って、教師が保育環境の構成者として工夫すべきであるという従来からの幼児教育の基本的な考え方を踏襲している。しかしながら、「材料や用具」という部分を「遊具や用具」と書き換えられたことは問題である。〔材料〕はより抽象的なものを指すのに対して、〔遊具〕はすでに完成された物を示す言葉として用いられることが多い。旧来から、幼児教育はより抽象的な素材から具体物をイメージして遊ぶ象徴遊びを重視してきた。中教審答申、教課審答申ともに、仲間とのかかわりをより重視する傾向はあるものの、それは子どもの知的発達における象徴遊びの機能を否定するものではない。象徴遊びを後退させようとするかのような、この部分の改訂の意図は理解し難い。

幼稚園教育要領改訂の特徴と問題点

幼稚園教育要領の〔第2章 ねらい及び内容〕における「環境」「言葉」「表現」の領域を対比すると、環境を通しての教育を重視して絵本や物語で言葉環境を強化しようとしたこと(4-6, 4-8)、遊びを通しての教育という従来からの基本方針を強化する(5-8)とともに、子どもの発達の個人差・個性差をみとめ(6-1)、子どもの内発的な動機づけの重視(6-2)などの改善がみられる。

他方、子どもの心内的機能の発達の軽視（5-4）や、保育者自身の言葉への配慮の削除（5-7）、子どもの象徴遊びへの配慮の削除（6-7）、また、「健康」の領域における現行教育要領と新教育要領に比較で指摘された、[自然]に対する過信（立元・坂田，1999）が、「環境（4-5）」や「表現（6-4）」の領域における改訂でも示されていたことなど、必ずしも評価できない点が明らかされた。さらに、「表現」の領域では、子どもの意欲よりも技術や結果を求める教育観が示される一方で（6-1）、子どもの表現について教師の受容を求める記述（6-5）がなされるといった混乱がみられる。

また、「健康」の領域で指摘された（立元・坂田，1999）のと同じく、「表現」の領域においても「偏った指導」に対する歯止めとなっていた記述が削除された。これは、とくに園児獲得のための競争にさらされている私立の幼稚園のパフォーマンス競争をさらにあおる結果につながるのではないかと考えられる。昨今、日本社会の機構を改革していくにあたって、競争によりサービスを向上させていくという考え方が多く導入されているように感じられるが、子どもを守り育てる幼稚園や保育所、あるいは福祉施設などでは、競争原理は適切でないと考えられる。競争原理は経営に圧力を及ぼし、それらは現場の保育者の安定感と研修のための余裕を奪い、保育機能を低下させる。その結果として守られるべき子どもにその犠牲を強いることになる。各幼稚園では毅然とした方針を貫くとともに、行政側も対応を再検討することが必要だろう。

なによりも問題視されるのは、文字や数字などに関して、「高いレベルの指導内容を与えておけば、やがて子どもはその水準に達する」といった「人間関係」の領域にもみられたものと同じ（立元・坂田，1999）、安易な幼児教育観を反映した文字・数字に関する環境構成が示され、文字指導が導入されたこと（4-7, 4-9, 5-6）である。そして、そのための多少の無理はやむをえないともとれる記述（4-10）がなされている。文字指導の内容は、小学校の国語の教科の教科内容の厳選にとまって生じた可能性も考えられ、このような安易な教育内容の変更は早期教育に拍車をかける結果を導くのではないかと懸念される。文字指導については、指導方法の検討や早期教育化の防止などについて、各幼稚園における早急な対応の検討が望まれる。

引用文献

- 文部省 1989 幼稚園教育要領 大蔵省印刷局
- 文部省 1998a 「新しい時代を拓く心を育てるために」 一次世代を育てる心を失う危機一。
（中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」答申）、インターネット
< <http://www.monbu.go.jp/series/00000041/#1> >
- 文部省 1998b 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（答申）教育課程審議会、インターネット
< <http://www.monbu.go.jp/singi/katei/00000216/> >
- 文部省 1998c 幼稚園教育要領、インターネット
< <http://www.monbu.go.jp/news/00000298/index.html> >
- 立元真 1999 平成10年公示の幼稚園教育要領の分析と課題（1）－総則と指導計画作成上の留意点について－ 宮崎大学教育学部教育実践研究指導センター研究紀要 6. 61-72.
- 立元真 坂田和子 1999 平成10年公示の幼稚園教育要領の分析と課題（2）－領域「健康」・「人間関係」を中心に－ 宮崎大学教育文化学部紀要 教育科学 1 131-142.

（1999年4月30日受理）